

北海道バレーボール協会弔慰規程

(目 的)

第1条 本会における弔慰に関することは、この規程に定めるところとする。

(基 準)

第2条 本会役員等が死亡した場合は、下表に定めるところを基準とし、特に必要と認めるときは、会長がこれを変更することができる。

(対 象)

第3条 対象は、評議員、理事、監事、顧問、参与及び本会と深く関わりのある団体役員とする。

表

本人の死亡	弔電、香典、生花
本人の父母、配偶者、実子の死亡	弔電、香典、生花
地区協会及び加盟団体の会長	弔電、生花
上部団体等の役員	会長が定める

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

北海道バレーボール協会弔慰規程細則

北海道バレーボール協会弔慰規程第2条に定める基準のうち、香典の額については概ね次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 本人の死亡 | |
| 名誉会長、会長 | 5万円 |
| 顧問、副会長 | 3万円 |
| 参与、理事、評議員 | 1万円 |
| 常任理事、監事 | 2万円 |
| 2 本人の父母、配偶者、実子の死亡 | 1万円 |

附則

この規程細則は、平成17年3月1日から施行する。